

島本町教育委員会 会議録（令和5年第9回 定例会）

日 時	令和5年8月22日（火） 午前9時30分 ～ 午前10時08分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	中村りか教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長兼生涯学習課長兼体育館長、 南田篤志次長 （教育総務課）三代剛課長、上月健史参事、佐々木桃果 （教育推進課）岡澤潤課長、森悠介参事、吉田裕亮参事 （子育て支援課）三宅拓也課長 （生涯学習課）
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	
委 員	細見知子教育委員
議 題	第17号報告 島本町立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱の臨時代理 について 第18号報告 令和5年度学校教育自己診断（案）について 第19号報告 令和4年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告 の臨時代理について 第20号報告 島本町教育センター設置条例の一部改正の臨時代理につい て 第21号報告 欠番 第22号報告 令和5年度教育費補正予算（案）の臨時代理について
議 決 事 項	なし
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者2名

教育長

本日、細見教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。定数を満たしておりますので、令和5年第9回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録確認委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、丸野教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、丸野教育委員に決定いたしました。よろしくお願いたします。

それでは、第17号報告「島本町立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第17号報告「島本町立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱の臨時代理について」、御説明させていただきます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第15号に該当するため、本来であれば、教育委員会の議決を経る必要があったものでございます。

しかしながら、関連事務の日程の関係上、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき、教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

それでは、臨時代理した島本町立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱について御説明いたします。

島本町立小・中学校結核対策委員会は、町立小・中学校における結核対策の充実を図り、児童・生徒の健康及び学校教育の円滑な実施に資するために設置される附属機関です。主な担当事務といたしましては、町立小・中学校における結核検診の実施状況及び結果を把握すること、そして、精密検査の対象となる児童・生徒の管理方針を検討することです。

今般、令和5年度の結核検診において精密検査の対象とすべき児童・生徒を審査・検討するために令和5年7月18日に結核対策委員会の会議を開催したものであります。

委嘱者につきましては、3ページの委員名簿を御覧ください。

委嘱者は、全員で5名でございます。上段から、結核の専門家又は呼吸器系疾患の医師として栗山隆信（くりやま たかのぶ）医師、町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者として中小路隆裕（なかこうじ たかひろ）医師、大阪府茨木保健所の長又は長が推薦する者として西田伸子（にしだ のぶこ）参事、町立小・中学校長として第二小学校の佐々木校長、そして、町立小・中学校の養護教諭として第一中学校の米盛養護教諭でございます。

最後に、任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までです。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

結核についてですが、予防接種があっただいぶ経過して、結核者が出てこないようになったと思うのですが、最近また増加していると聞いておりますが、島本町の小・中学校で、結核の最近の動向というのは、どのくらいになるのでしょうか。

教育総務課長

当方で、要精密検査を必要とすると判断する方については、1名ございまして、結果については、「陰性」という形になっているのですけれども、近年でいうと「陽性」の方は本町については、特段ございません。特に、海外から、高まん延国から、転入される児童・生徒については、要精密検査ということで、検査をさせていただいているところでございます。

教育長

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものといたします。

それでは、第18号報告「令和5年度学校教育自己診断（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

それでは、第18号報告「令和5年度学校教育自己診断（案）について」、御説明させていただきます。

学校教育自己診断は、毎年、11月頃に各小・中学校で児童・生徒、教職員、保護者対象にアンケートを実施し、学校毎にアンケート結果を集約し、学校評価として活用しております。学校教育自己診断を通じて、学校教育活動の見直しや教職員の指導改善を図っております。

アンケート項目については、小・中学校ともに、共通項目を設定しており、このたび、学習指導要領の確実な実施状況や本町が令和3年度から取組んでいる「みづまるキッズプラン」の推進度合、児童・生徒や保護者にとって分かりにくい語句の置換え等を目的とし、アンケート項目及び内容について見直しを図り、各学校長の意見を踏まえ、令和5年度学校教育自己診断（案）を作成しました。

まずは、小学校の主な変更内容について御説明申し上げます。7ページから8ページを御覧ください。

アンケート項目2番、『「確かな学力」の育成について』は、質問内容を「学校で、主体的に学ぶことは楽しい。」から「学校で、自ら進んで学習に取り組んでいる。」に変更いたしました。

アンケート項目7番、『「キャリア教育」について』は、質問内容を「学校では、自分らしく生きることや、将来について考える機会がある。」から、より具体的に「学校では、役割を果たすことの大切さ（かかり活動や当番など）や自分らしく生きることや、将来について考える機会がある。」に変更いたしました。

次に、中学校の主な変更点について御説明申し上げます。

9ページから10ページを御覧ください。

アンケート項目2番、『「確かな学力」の育成について』は、質問内容を「先生は、生徒が主体的に学ぶことができる授業を行っている。」から「先生は、生徒が自ら進んで学ぶことができる授業を行っている。」に変更いたしました。

アンケート項目3番、『ICTの活用について』は、質問内容を「コンピュータやプロジェクターを使った授業は、わかりやすい。」から、「一人一台端末（タブレット）を活用した授業は、わかりやすい。」に

変更いたしました。

アンケート項目5番、『自学自習について』は、質問内容を「自ら進んで学習（宿題、予習・復習、自主学習など）している。」から、自己調整力の伸長を見取るために「自分から計画的に学習（宿題、予習・復習、自主学習など）している。」に変更いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

2点あるのですが、まず1点目は、7ページの項目2番、『「確かな学力」の育成について』のところで、先ほど、「主体的に学ぶことは楽しい」というところから、「自ら進んで学習に取り組んでいる」に変えられたとおっしゃられていましたが、「楽しい」というのが、自分の感情的な部分と、ここから今現在子ども自身が見取っている、「自分は、自ら進んで学習に取り組んでいるんだ」ということへの子ども側からする自己評価の観点の大きな変更だと思います。楽しいかどうかというところと、そういうふうに自分が学んでいるかというところの、自分で自分をどう見取るかの変更となってくるので、おそらくこれまでの同じ『「確かな学力」の育成について』の結果と、令和5年度に自己診断された結果は、だいぶ大きく変わってくると思いますので、そのあたりの結果の評価や考察、その変更については、どのようにお考えでしょうか。

教育推進課参事

こちらの項目を変更した一番の目的は、「主体的」という言葉が、特に小学校の低学年にかなり説明を要する言葉であると。その説明の仕方が、担任の言葉を介してということになりますので、ある程度主観が入ってきてしまうのではないかということから、分かりやすい語句への置換えを目的にしております。委員がおっしゃられるように、「楽しい」というところからの大きな変革かと思っておりますので、内容については、結果を踏まえて、検討していきたいと考えております。

教育委員

2点目は、9ページの項目3番、『ICTの活用について』のところで、生徒への質問が、コンピュータやプロジェクター等のICT機器から、タブレットに変えられてということなんですけれども、保護者・教職員の方は、コンピュータやプロジェクター等のICT機器のまま

にされているのですけれども何か意図はございますでしょうか。

教育推進課参事

こちらは、子どもたちの感覚としてというところでございまして、以前は子どもたちもコンピュータやプロジェクターというところで統一をしておりました。ただ我々の学校訪問等々でも確認させていただいたとおり、そのコンピュータやプロジェクターというのは、ほぼ全ての学校で日常的に使っているというところで、本当の意味でのG I G Aスクール構想での整備された端末の活用・推進ということであれば、子どもたちに有用感というか、こういうものを使うと、「授業が分かりやすい」、「主体的に学べる」ということが、まずあることが大事かなというのが前頭にありますので、今年に関してはこういうふうに文言を変えさせていただいた次第でございます。

保護者・教職員に関しましても、これから揃えていく必要があると思いますので、次年度以降検討してまいりたいと考えております。

教育委員

学校評価を見直すためのアンケートということで、取っていく必要はあるかと思えます。1点目は、アンケートの方法についてですが、これはどういうふうに、集合調査として行われるのか、御家庭に配って、御家庭の中で書かれるようにしているのかというところをお聞きしたいのと、それがなぜかという、小学校は1年生から6年生まで同じ質問になるんですね。ということは、1年生が分かりにくい言葉が並べられていると、誰かが解説しないと正確な判断ができないかなと思いましたので、学校で先生がそこを文言のとおりと言われるものなのか、その先生によって言い方が変わると、またそれも正確じゃなくなるんじゃないかと思いましたが、家で取ることになっても、お家の方がどのように説明されているかによって、ちょっとまた違う評価になってくるのではないかと思ったので、その2点をお聞かせください。

教育推進課参事

まず児童・生徒に関しましては、各教室で集合型で回答しております。先ほど御説明させていただいたとおりで、その内容は、例えば子どもたちにとって分かりやすいものを精選しておりますけれども、やはりその子どもたち、現場の感覚で分かりにくいと思われるものに関しては、適宜説明を入れるという形をとっております。ただ、大きく

そこに齟齬があつてはいけませんので、実施前に職員会議等を使って、「こういう内容で伝達をしましょう。」ということは周知した上で、実施を行っております。

保護者の方に関しては、御回答いただいたものを学校に提出していただき、それを集計するという形で実施しております。

教育委員

集合調査ということで、先生方の共通認識を取られてからのアンケートということで、なるほどなというふうに思いました。

特にこういったアンケートというのは、結果をまずオープンにしてお知らせをして、PDCAを繰り返すということが重要であると思いますので、今ご説明いただいたように、精度の高いアンケートの取り方を今後も追及していただけたらいいかなと思いました。

教育委員

もう1点なんですが、今1番から10番まで質問がありますが、どこかをクロスにかけるといった分析なんかはされるのでしょうか、それとも単純集計だけで終わられるのか、どういうふうに考えておられますか。

教育推進課参事

例年の分析は、各項目ごとに行われることになっておりまして、クロスは実施できていないといったところでございます。ただ、今後のこともより精度の高い子どもたちの実態、保護者の実態というところは、こちらも把握していく必要があるかなと考えておりますので、検討していけたらと思います。

教育委員

これは意見なんですが、やはり親の見方と子どもの見方とでは、かなり差が出てくるというのは、家庭内での学習といったところに影響もしてくるのかなと思いましたが、せっかく3者にアンケートを取っているのです、何かそういう分析の仕方ができたらいいかなと思しました。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

それでは、第19号報告「令和4年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

本案件は、令和5年9月4日に開かれる町議会9月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第20号の規定に該当するため、本来であれば、議会への提出前に、教育委員会の議決を経る必要があったものでございます。

しかしながら、議会の準備日程の関係上、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき、教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

それでは、臨時代理した点検・評価に係る結果報告について御説明いたします。

点検・評価に係る結果報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と定められておりますことから、行うものでございます。

具体的にどのような形で点検・評価を行うか、また、報告書の様式、議会への報告の方法などにつきましては、各教育委員会の独自性に委ねられております。本町におきましては、毎年度末に、翌年度の「教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項」を定めているため、この重点目標の項目ごとに「点検・評価シート」を作成し、具体的な取組状況を点検の上、評価を行っております。

また、点検・評価の実施に当たりましては、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る」こととなっているため、学校教育関係については昨年度に引き続き同志社女子大学の吉永紀子准教授から、生涯学習関係については今回新たに大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学図書館の川窪和子副館長からそれぞれ助言を頂いております。今回、両名の学識経験者からは、学ぶことによる自分自身の変容を捉えるための授業づくり、子どもが自分にとっての問いを生み出すような体験の場の保障、不登校児童・生徒に対する実情に応じた適切な支援、子

どもの主体性を育むためのみづまるキッズプランを中心とした取組、各施設の相互利用促進のための同時テーマ展示開催等MLA連携の視点を持った展開などに関する助言等を頂きました。

頂いた助言等につきましては、今後の教育・保育に係る施策や重点目標の設定に当たりまして、現行施策の見直しを含めて検討し、反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

作成しました点検・評価結果報告書につきましては、町議会9月定例会議における報告の後、町ホームページを通じて住民の皆様にも公表する予定としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

私も何年か教育委員をしているのですが、本当に毎年毎年良くなっていくなど、とても見やすくなっていますし、前のを振り返りながら、新しい何が必要なのかということが書かれているのが、とても分かりやすくなってきたなというふうに思っております。

学識経験者からの意見のところ、とても大切だなと思ったところが、15ページの1つ目『概ね前年比や全国平均を超えているが、「評価」ではそのことに関する言及がなく』というふうに書かれており、少し書かれていたような気がしていますが、もう少し詳しく書く必要があるというものなのでしょうか。もしそこが必要なのであれば、この書き方をもう少し分かりやすくというか、こういうことがあって評価が伸びたと考えられるような書き方がいいのかなというふうには思いました。

16ページの4つ目、「豊かな社会関係資本」というふうには書いてあるのですが、その説明がどこかに書いてあったのかなと思ひまして、急に「社会関係資本」と出てきたんです。これを読む人が、理解できるように載せてあげたら優しいかなと思ひました。

17ページの一番最後のところ、「国際化」のところ、前に姉妹校か何かで、島本町とどこかと何かされてましたよね。そのところで、これからそういった交流をしたりとか、それから行ったり来たり

教育長
教育委員

とかがあって、コロナ禍になって、それができなくなって、ZOOMでもできないかと話をされていたかと思ったんですが、そこが今どうなっているのかと思って、せっかくでしたらそういったことも復活されていったらすごくいいのかなと思いました。広報に、海外の何とかボランティアでしたっけ、親善大使のようなものと、学校が繋がっているのかは分からないんですが、学校の方ともリンク出来たらと思いました。

教育推進課長

フランクフォート市の姉妹校と交流をしていたことがあったのですが、コロナ禍で相手方の学校の状態・状況を鑑みて、ストップしていたというところがあります。ただ、2年前に第四小学校の方で、日本の給食や掃除の風景を動画に収めて、児童が英語でメッセージを込めて、それを送るといったことはさせていただいておりました。

ただ、そのお返事がしばらくなく、今年度突然フランクフォート市から1名ゲストが来られるということで、第四小学校で2年前そういった取組をしていたということで、第四小学校に来ていただいて、全学年の授業に少しずつ入っていただいて、また給食も一緒に食べていただいたり、掃除と一緒に体験していただいたり、という交流は徐々に復活してきているところでございます。

教育子ども部長

先ほど広報に載っていたとおっしゃられていた件に関して、国際交流会が今年度フランクフォート市の関係で、交流で行くような人材を募集されている。そこに対しては、島本町のにぎわい創造課が作っている団体補助へのエントリーの下で、採択されて、それが認められていて、委員のどなたを送るかという選考が行われたと聞いております。

町が直接ではないですが、そのような交流はあるということを知っております。

教育総務課長

15ページの1つ目『概ね前年比や全国平均を超えているが、「評価」ではそのことに関する言及がなく』の記載についてですが、学識経験者に確認して、今後記載の仕方については検討していきたいと考えております。

16ページの4つ目、「豊かな社会関係資本」についても、住民に公表する前に分かりやすい形で、説明させていただく形で検討してまい

ります。

教育委員

28ページの「豊かな人間性の育成」に関する点検・評価内容のいじめの認知件数のところで、表の中では、令和3年度が12件、令和4年度が19件で、小学校の6.2から9.8に、3.6ポイントで上がっているのが大きく増えたように一見見えるのですが、いじめの認知については、認知件数が増えるということは、教員の目がそれだけ細やかに子どものことを見取ることができていっているという証拠にもなっているというふうに思います。ですので、指導が悪くて、子どもの状況がどんどん友達をいじめてることになっていっているということではなくて、教員がそれをより細やかに見つけていっているんだというふうにも捉えていくことができると思いますので、もしこれを住民の方が御覧になって、「いじめ増えているのか」という話になった時に、「認知している件数が増えているんだ」と、念押し・確認していただけたらなど。学校の先生方についても、認知件数が増えることそのものが悪いことではなくて、どんどん見つけて報告してもらいたいというふうに徹底していただければ有り難いなと思っております。

教育推進課参事

いじめの認知に関しまして、「積極的な認知」ということについては、各学校ここ数年をかけて周知を図ってきているところでございます。それに合わせて、本町のいじめ等対策委員会の中でも、そのような話は常に議題でも挙がっておりまして、要点録等でも住民の方に公開できるような形で、「こういう形でいじめはこういうふうに捉えていきましょう。」と周知を図っております。

いじめ等防止基本方針の改定の御説明を以前させていただいたのですが、その中でもいじめの認知のあり方を改めて見直しておりますので、認知の件数のところだけで言いますと、今年度はかなりいじめの報告が増えておりますので、「積極的な認知の捉えである」と、「行き届いている成果である」と、住民の方々に御理解いただけるように、これからも積極的な認知をしていきたいと考えております。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり、承認するものとい

たします。

それでは、第20号報告「島本町教育センター設置条例の一部改正の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

本案件は、令和5年9月4日に開かれる町議会9月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、本来であれば、議会への提出前に、教育委員会の議決を経る必要があったものでございます。

しかしながら、議会の準備日程の関係上、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき、教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

それでは、臨時代理した条例の改正について御説明いたします。議案資料65ページを御開きください。

始めに、こちらが臨時代理した条例改正の改め文でございます。議案資料67ページからが報告資料となっております。

改正理由及び概要につきましては、教育センターの移転に伴い、同センターの位置に関する規定を改正するものでございます。具体的な改正内容につきましては、68ページの新旧対照表を御参照願います。

最後に、施行期日は、令和6年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

桜井三丁目4-1というのはどこにあたるのでしょうか。

教育総務課長

ふれあいセンターの住所になります。ふれあいセンターの貸室を改修しまして教育センターの機能をふれあいセンターの一室に移転するものでございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり、承認するものいたします。

それでは、第22号報告「令和5年度教育費補正予算（案）の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第22号報告「令和5年度教育費補正予算（案）の臨時代理について」、御説明申し上げます。

本案件は、令和5年9月4日に開かれる町議会9月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、本来であれば、議会への提出前に、教育委員会の議決を経る必要があったものでございます。

しかしながら、議会の準備日程の関係上、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

それでは、まず、教育総務課所管分の補正予算から御説明いたします。

議案資料73ページを御開きください。

始めに、歳入でございます。

節（説明）の欄の1行目、教育総務費補助金、スクールサポートスタッフ配置事業費補助金256万7,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業の一つとして、小・中学校に配置する校務員に係る補助金が本年度も交付決定されたことによるものでございます。

議案資料74ページを御覧ください。

次に、歳出でございます。上段の表を御覧ください。

1行目の事務局費、一般事務事業、使用料及び賃借料、賃借料として44万6,000円の増額につきましては、設置から約7年を経過している防犯カメラについて、更新するものでございます。

続いて、教育センター費、教育センター移転事業（施策）、需用費、消耗品費9万2,000円、その下の行の役務費、通信運搬費8千円、その下の工事請負費、工事請負費68万8,000円及びその下の備品購入費、庁用器具費67万9,000円の増額につきましては、教

育センターの移転に伴い必要物品の購入及び工事等によるものでございます。

続いて、同じく74ページの下段、債務負担行為（設定）でございます。

今回、3件の債務負担行為を設定しております。

設定理由としまして、うち2件については、令和6年度当初から直ちに業務を開始できるよう、本年度中に契約を締結する必要があるため、残りの1件については、先ほど御説明いたしました防犯カメラを令和6年1月から令和10年12月までの60か月賃貸借する必要があるため設定するものでございます。

教育総務課所管分については、以上でございます。

子育て支援課長

続きまして、令和5年度教育費補正予算（案）のうち、子育て支援課所管分について、御説明申し上げます。

資料73ページを御覧ください。

「歳入」でございます。

「節（説明）」の「過年度国庫支出金（過年度幼稚園費国庫負担金）」及び「過年度府支出金（過年度幼稚園費府負担金）」につきましては、令和3年度分の施設等利用給付費負担金の実績確定に伴う追加交付となっております。

続きまして、「歳出」でございます。

歳出の表中最下段、「目：幼稚園費」を増額しております。詳細につきましては、次のページに記載しております。

資料74ページを御覧ください。

歳出内訳説明書の表中最下段、「節（説明）」の「旅費（費用弁償）」につきましては、年度当初予定しておりました会計年度任用職員が任用辞退されたことに伴い、その人員の補充を行ったことにより、当初見込んでいなかった費用弁償が必要となったため、増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり、承認するものとい
たします。

教育長

それでは、以上をもちまして、令和5年第9回教育委員会定例会を
閉会いたします。